

株主各位

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号  
V T ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 高橋 一穂

## 第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目11番13号 ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 栄の間
3. 目的事項  
報告事項 1. 第41期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第41期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）計算書類の内容報告の件  
決議事項  
議 案 取締役8名選任の件
4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

|   |  |  |
|---|--|--|
| 1 | 当社ウェブサイト<br><a href="https://www.vt-holdings.co.jp">https://www.vt-holdings.co.jp</a>  | メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択ください。               |
| 2 | 東京証券取引所ウェブサイト<br><a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a> | 銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。 |

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、会社の新株予約権等に関する事項、会社の体制及び方針、連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）  
午後6時到着分まで



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月28日（水曜日）  
午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号

〇〇〇〇株式会社 御中

私は、〇〇〇〇年〇月〇日開催の貴社第〇〇回定時株主総会（議決会または総会を含む）における各議案につき、右記（賛否を〇印で表示）の通り議決権を行使します。

〇〇〇〇年〇月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

〇〇〇〇株式会社

議決権行使数

| 議案 | 第1号 | 第2号 | 第3号 |
|----|-----|-----|-----|
| 賛成 | 〇   | 〇   | 〇   |
| 賛成 | 〇   | 〇   | 〇   |
| 賛成 | 〇   | 〇   | 〇   |

1. 株主総会に当日ご出席されない場合は、〇〇〇〇年〇月〇日午後〇時までに、以下いずれかの方法で賛否をご入力の上、議決権をご行使ください。  
 (1) 議決権行使書の知識（必読）  
 (2) 下記QRコードを閲覧  
 (3) 追加記載のウェブサイトへアクセス

組織通知参照/議決権行使方法について  
 以下ログイン用QRコードから「株主総会ポータル」サイトへアクセスし、議決権を行使される際は、画面下段の「議決権行使へ」ボタンからお進みください。

株主総会ポータルサイト  
 ログイン用QRコード  
 (ID:1000000000)

見本  
 〇〇〇〇株式会社

議決権を重複して行使された場合、組織ご通知記載のとおりに取り扱います。  
 株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

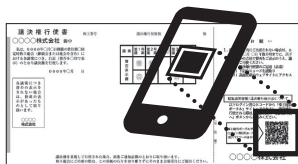
複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2023年6月27日（火）午後6時

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 株主総会ポータルURL

▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

# 事業報告

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

国内の新車販売台数は、半導体や部品不足等による自動車メーカーの生産遅延や減産等の影響により2022年8月まで前年割れが続きましたが、2022年9月以降はプラスに転じ、当連結会計年度としては前期比104.0%となりました。

そのような環境の下、当社グループの中核事業であります自動車販売関連事業の当連結会計年度における国内販売の状況は、ホンダ系、日産系ともに新型車を中心に受注は好調に推移しており、また、直近ではメーカーの生産停滞による影響が少し緩和し、輸入車が増加したことも相まって新車販売台数は増加傾向に転じております。中古車販売台数は年明けから年度末にかけて商品不足の状況は緩和しているものの、それまでの減少分を補うには至りませんでした。また、海外におきましては、新車販売台数は堅調に推移しておりますが、国内と同様に中古車販売台数は商品不足のため減少しております。その結果、当社グループの新車、中古車を合わせた自動車販売台数は前期に比べ2,058台減少し91,015台（前期比97.8%）となりましたが、事業全体としては収益を拡大することができました。

住宅関連事業におきましては、土地や資材の高騰などの影響があるものの、2021年11月に連結子会社化した建設会社と2022年10月に連結子会社化した戸建分譲会社の業績が上乘せとなり、また、連結子会社化に伴う負ののれん発生益18億34百万円をその他の収益に計上したこともあり、事業全体としては好調に推移いたしました。

また、前期は保有する持分法適用会社株式の一部を売却したことにより、その他の営業外損益78億17百万円を計上いたしましたが、今期は特段の営業外損益の発生はありませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、連結売上収益は2,663億29百万円（前期比111.9%）、営業利益は128億56百万円（前期比126.1%）、税引前利益は126億46百万円（前期比70.4%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は71億80百万円（前期比61.5%）となりました。

## (2) セグメントの業績概況

### [自動車販売関連事業]

新車部門では、国内におけるホンダ車の販売台数は7,311台（前期比98.6%）、日産車の販売台数は17,169台（前期比102.0%）となり、海外を含む当社グループ全体の新車販売台数は48,115台（前期比106.8%）と台数ベースで前期を上回り、増収増益となりました。

中古車部門では、輸出台数が5,908台（前期比81.0%）と主に日本からの輸出が減少しており、国内・海外における中古車販売台数も減少したことから、当社グループ全体の中古車販売台数は42,900台（前期比89.3%）と台数ベースで前期を下回り、高収益車種の販売に注力したものの年明けからは中古車相場下落の影響もあり増収減益となりました。

サービス部門では、点検・車検、修理、手数料収入等の受注拡大に注力し、増収増益となりました。

レンタカー部門では、外出自粛等の影響がほぼ緩和したことや、新車の納期遅れによる代車需要の増大により、増収増益となりました。

以上の結果、自動車販売関連事業の売上収益は2,443億28百万円（前期比110.2%）、営業利益は86億26百万円（前期比106.9%）となりました。

### [住宅関連事業]

分譲マンション事業では、当連結会計年度は新たに3棟100戸の新築マンションを分譲しましたが、前期と比べ分譲戸数が少なく、また、一部マンションの販売スケジュールの遅れも重なったため、完成在庫をあわせ成約は95戸（前期は174戸）となりました。なお、引き渡しは122戸（前期は167戸）となりました。

戸建分譲住宅事業では、好立地の物件用地が順調に確保できたことで、受注・引き渡し共に好調に推移しており、また、2022年10月に連結子会社化した九州と中部圏の戸建分譲会社の業績が上乘せとなったことも寄与し、当連結会計年度の成約は224戸（前期は98戸）、引き渡しは234戸（前期は105戸）となりました。

注文建築事業では、2021年11月から連結子会社化した中部圏の建設会社の業績が通期フル寄与となり同事業の拡大に貢献いたしました。また、自動車ディーラーはじめ商業施設の案件についても引き続き安定した受注を獲得することができました。

以上の結果、住宅関連事業の売上収益は218億60百万円（前期比136.5%）、営業利益は33億96百万円（前期比237.1%）となりました。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は136億18百万円であります。

これは主に、自動車販売関連事業における代車等の取得（31億90百万円）、レンタカー車両の取得（38億89百万円）、店舗の新築及び改修（29億78百万円）等によるものであります。

### (4) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び設備投資資金として、主に金融機関からの借入によっております。

### (5) 重要な組織再編等の状況

#### ① 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年9月27日に自動車販売関連事業において新たな輸入車ディーラーを営むため、(株)モトーレン道南を設立いたしました。

当社の連結子会社であるAMGホールディングス(株)は、2022年10月4日に熊本県熊本市で戸建分譲住宅事業を営む(株)川崎ハウジング及び同地域において(株)川崎ハウジングが販売する戸建住宅のアフターメンテナンス等のサービスを提供する(株)ハウメンテの株式を取得し、完全子会社化いたしました。

#### ② 他の会社の事業の譲受けの状況

当社子会社の(株)モトーレン道南は2023年1月1日を効力発生日として、(株)マークスの事業を譲受け、北海道函館エリアでBMW/MINIの正規自動車ディーラーを開始いたしました。

### (6) 対処すべき課題

当社グループは、M&Aにより事業規模を拡大することを主要な経営戦略としており、そのための経営基盤強化策として、以下の課題に重点的に取り組んでおります。

#### ① 基盤収益の強化

自動車販売関連事業につきましては、国内の新車販売が長期的に減少傾向であることから、当社グループの自動車ディーラー各社は、基盤収益である中古車部門、サービス部門の収益性を高めることで、新車販売動向に業績が左右されにくい企業体質の実現を目指しております。

また、中古車輸出における販売地域の拡大と商品付加価値の向上、レンタカー部門における直営・フランチャイズ両面によるレンタカー店舗網の全国展開により、グループとしての基盤収益のさらなる向上を目指しております。

## ② 財務体質の強化

長期安定的に事業規模を拡大するためには、財務体質の強化が不可欠と認識しており、これまでも、2007年3月の第三者割当増資、2009年8月の新株予約権付社債の発行、2012年11月の新株予約権の発行、2022年4月の自己株式を活用した第三者割当による新株予約権の発行等、自己資本の充実を図り、M&A資金の確保と自己資本比率の改善に取り組んでまいりました。

また、当社グループは事業収益によるキャッシュの増大をテーマとし、既存事業の営業キャッシュ・フローの向上に注力しつつ、負債の削減にも取り組む等、バランスのとれたキャッシュ・フロー戦略を推進し、資本市場での資金調達も含め、財務体質の強化に努めてまいります。

## ③ リスク管理体制の強化

当社グループを取り巻く事業環境は経済活動のグローバル化に伴い、自然災害やコロナ感染症などのパンデミックに代表される環境的リスク、ウクライナ情勢、台湾情勢などの地政学的リスク、経済危機やエネルギー、原材料等をはじめとする物価の急激な変動といった経済的リスク、サイバー攻撃やシステム障害などの技術的リスクが国境を越えて複雑化しており、これらの複合的リスクを的確に把握し対応するため「グループリスクマネジメント委員会」を設置しリスク管理体制の強化に取り組んでおります。

## ④ 社会課題等への対応

SDGsの目標達成と持続可能な社会の実現に向け、当社グループにおけるサステナビリティ推進体制を整え、積極的にSDGsへ取り組むことが当社グループにとって重要な経営課題であると認識しており、国内・海外、自動車・住宅関連等グループ各社を含めた全社横断的な活動として展開するため、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を2021年に設置し、グループ全体のサステナビリティに係る活動の方向付けや取り組み状況の確認を行っており、今後も温室効果ガス削減活動、人材の多様性に向けた人的資本への投資等の様々な取り組みを引き続き推進してまいります。

## ⑤ 原価低減及び建設従事者の確保

住宅関連事業につきましては、分譲マンションや建売住宅用の土地価格の更なる上昇、ウッドショック、ウクライナ情勢の影響等による建築資材の価格上昇、建設従事者の高齢化及び人手不足による労務費の上昇が予測されます。そのため、情報ソースや仕入れルートを拡大し、市況を踏まえた適切な価格での用地取得や子会社の共同仕入れによる価格の適正化、設計施工の内製化、技術系人材の子会社間での交流による若年層技術者の育成及び外国籍社員による工事の内製化により、原価低減や建設従事者の確保に努めてまいります。

⑥ コーポレートガバナンスの強化

当社は、上記施策を適切に推進し、長期的な企業価値の向上につなげるため、独立役員、社外取締役の選任等により、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

引き続き、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性、経営の意思決定と業務執行の透明性・公正性を確保すべく、コーポレートガバナンスの充実、及び法令順守の徹底に努めてまいります。

今後の見通しとしては、コロナ禍を経て経済活動は回復傾向にあるものの、物価上昇に伴う為替変動、消費マインドの停滞、中古車相場の下落、原材料費や人件費、金利等の様々なコスト上昇が続くものと予想しております。そのような状況において、当社は、企業価値の持続的な向上のため、DXの推進によるビジネスプロセスの変革や、お客様への提供価値の実現のため人的資本の強化を行い、国内外の多様なお客様のニーズに柔軟に対応し、新たなチャレンジと現状の変革に取り組んでまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

国際会計基準 (IFRS)

| 項目 \ 期別               | 第 38 期<br>(2020年3月期) | 第 39 期<br>(2021年3月期) | 第 40 期<br>(2022年3月期) | 第 41 期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年3月期) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売上収益(百万円)             | 207,468              | 199,535              | 237,930              | 266,329                           |
| 税引前利益(百万円)            | 4,611                | 7,826                | 17,959               | 12,646                            |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円) | 2,079                | 4,711                | 11,678               | 7,180                             |
| 基本的1株当たり当期利益 (円)      | 17.72                | 40.61                | 101.01               | 61.91                             |
| 総資産(百万円)              | 167,912              | 174,011              | 188,049              | 229,834                           |
| 親会社の所有者に帰属する持分(百万円)   | 36,882               | 40,195               | 51,342               | 64,500                            |

(注) 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。



## (8) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会社名                             | 資本金            | 議決権比率              | 主要な事業内容       |
|---------------------------------|----------------|--------------------|---------------|
| (株) ホンダカーズ東海                    | 90<br>百万円      | 100.00%            | 自動車の販売・修理     |
| 長野日産自動車(株)                      | 38<br>百万円      | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| 静岡日産自動車(株)                      | 80<br>百万円      | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| 三河日産自動車(株)                      | 30<br>百万円      | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| (株)日産サテリオ埼玉                     | 40<br>百万円      | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| (株)日産サテリオ奈良                     | 90<br>百万円      | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| (株)モトーレン静岡                      | 90<br>百万円      | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| (株)モトーレン三河                      | 10<br>百万円      | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| (株)モトーレン道南                      | 10<br>百万円      | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| エフエルシー(株)                       | 40<br>百万円      | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| 光洋自動車(株)                        | 30<br>百万円      | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| CCR MOTOR CO.LTD.               | 32,253<br>千ポンド | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITED | 1,615<br>千ポンド  | 100.00             | 自動車の販売・修理     |
| CATERHAM CARS GROUP LIMITED     | 32,474<br>千ポンド | 100.00             | 持株会社          |
| MASTER AUTOMOCION, S.L.         | 23,947<br>千ユーロ | 75.00              | 持株会社          |
| (株)トラスト                         | 1,349<br>百万円   | 72.21              | 自動車の輸出        |
| J-netレンタリース(株)                  | 60<br>百万円      | 99.45<br>(54.20)   | 自動車賃貸         |
| AMGホールディングス(株)                  | 1,168<br>百万円   | 42.25              | 持株会社          |
| (株)エムジーホーム                      | 100<br>百万円     | 100.00<br>(100.00) | 分譲マンションの企画・販売 |

| 会 社 名          | 資 本 金      | 議 決 権 比 率               | 主 要 な 事 業 内 容  |
|----------------|------------|-------------------------|----------------|
| (株)アーキッシュギャラリー | 170<br>百万円 | 100.00<br>(100.00)<br>% | 注文住宅・商業施設の建築請負 |
| (株)川崎ハウジング     | 25<br>百万円  | 100.00<br>(100.00)      | 戸建分譲住宅の販売、建築工事 |
| (子会社 他 3 3 社)  |            |                         |                |

- (注) 1. 上記議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
3. 自動車販売関連事業において新たな輸入車ディーラーを営むため、2022年9月27日に(株)モトーレン道南を設立いたしました。  
4. 当社の連結子会社であるAMGホールディングス(株)は、2022年10月4日に熊本県熊本市で戸建分譲住宅事業を営む(株)川崎ハウジングの株式を取得し、完全子会社化いたしました。

## ② 企業結合の成果

連結子会社は54社あり、持分法適用会社は3社あります。当連結会計年度の売上収益は2,663億29百万円（前期比111.9%）、営業利益は128億56百万円（前期比126.1%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は71億80百万円（前期比61.5%）となりました。

## (9) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

| 事業区分          | 事業内容   |
|---------------|--|
| 自動車販売<br>関連事業 | ディーラー事業は、ホンダ系ディーラー、日産系ディーラー、輸入車ディーラー、輸入車インポーター及び海外自動車ディーラーからなり、主に新車・中古車の販売及び自動車の修理を行っております。また、自動車販売に関連する事業としてレンタカー事業、自動車の輸出事業及び自動車製造事業等を行っております。<br>以上の自動車販売関連事業は新車部門、中古車部門、サービス部門、レンタカー部門、輸出部門、その他部門の各部門で構成されております。 |
| 住宅関連事業        | マンション及び戸建分譲住宅等の販売、注文住宅・商業施設の建築請負等を行っております。   |

(10) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

|     |         |
|-----|---------|
| 本 社 | 愛知県名古屋市 |
|-----|---------|

② 主要子会社の事業所

|                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| (株)ホンダカーズ東海                     | 愛知県名古屋市       |
| 長野日産自動車(株)                      | 長野県長野市        |
| 静岡日産自動車(株)                      | 静岡県静岡市        |
| 三河日産自動車(株)                      | 愛知県安城市        |
| (株)日産サテリオ埼玉                     | 埼玉県さいたま市      |
| (株)日産サテリオ奈良                     | 奈良県大和郡山市      |
| (株)モトーレン静岡                      | 静岡県静岡市        |
| エフエルシー(株)                       | 愛知県清須市        |
| MASTER AUTOMOCION, S.L.         | スペイン バルセロナ    |
| WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITED | イギリス ブリストル    |
| CCR MOTOR CO.LTD.               | イギリス ポンティフリッド |
| CATERHAM CARS GROUP LIMITED     | イギリス ダートフォード  |
| TRUST ABSOLUT AUTO(PTY)LTD.     | 南アフリカ ヨハネスブルグ |
| (株)トラスト                         | 愛知県名古屋市       |
| J-netレンタリース(株)                  | 愛知県名古屋市       |
| (株)アーキッシュギャラリー                  | 愛知県名古屋市       |
| (株)エムジーホーム                      | 愛知県名古屋市       |
| (株)TAKI HOUSE                   | 神奈川県川崎市       |
| (株)高垣組                          | 岐阜県郡上市        |
| (株)川崎ハウジング                      | 熊本県熊本市        |

(11) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分      | 従業員数   | 前期末比増減数 |
|-----------|--------|---------|
| 自動車販売関連事業 | 3,772名 | 204名増   |
| 住宅関連事業    | 257名   | 66名増    |
| その他       | 33名    | 6名増     |
| 合計        | 4,062名 | 276名増   |

- (注) 1. 上記従業員数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員710名は含んでおりません。
2. 住宅関連事業の従業員数が前連結会計年度末と比べて66名増加しましたのは、2022年10月4日付で(株)川崎ハウジング、(株)ハウメンテを連結子会社化したためであります。
3. その他の従業員数が前連結会計年度末と比べて6名増加しましたのは、連結子会社数の増加に対応して、本部人員の増強を図ったことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------|-------|--------|
| 33名  | 6名増     | 40.8歳 | 6.3年   |

- (注) 1. 上記従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて6名増加しましたのは、連結子会社数の増加に対応して、本部人員の増強を図ったことによるものであります。

(12) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

| 借入先                     | 借入金残高    |
|-------------------------|----------|
| (株) みずほ銀行               | 8,452百万円 |
| (株) りそな銀行               | 6,092    |
| (株) 静岡銀行                | 5,891    |
| (株) 横浜銀行                | 3,637    |
| (株) 第四北越銀行              | 3,269    |
| Mizuho Bank Europe N.V. | 2,914    |
| (株) 滋賀銀行                | 2,395    |
| 農林中央金庫                  | 2,393    |
| (株) 百十四銀行               | 1,773    |
| (株) 八十二銀行               | 1,742    |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(13) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**2. 会社の株式に関する事項** (2023年3月31日現在)

- (1) **発行可能株式総数** 169,800,000株
- (2) **発行済株式の総数** 115,987,670株 (自己株式3,393,364株を除く。)
- (3) **株主数** 27,187名
- (4) **大株主の状況 (上位10名)**

| 株 主 名                   | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|-------------------------|-----------|---------|
| (有) エ ス ア ン ド ア イ       | 15,423 千株 | 13.29 % |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) | 12,607    | 10.86   |
| 三井住友海上火災保険(株)           | 7,662     | 6.60    |
| (株)日本カストディ銀行 (信託口)      | 5,783     | 4.98    |
| 損害保険ジャパン(株)             | 4,000     | 3.44    |
| あいおいニッセイ同和損害保険(株)       | 3,702     | 3.19    |
| 東京海上日動火災保険(株)           | 3,702     | 3.19    |
| 高 橋 一 穂                 | 3,577     | 3.08    |
| 高 橋 淳 子                 | 3,248     | 2.80    |
| 高 橋 倫 二                 | 2,002     | 1.72    |

(注) 1. 当社は、自己株式を3,393千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

| 氏名    | 地位      | 担当及び重要な兼職の状況        |
|-------|---------|---------------------|
| 高橋 一穂 | 代表取締役社長 |                     |
| 伊藤 誠英 | 専務取締役   | 経営戦略本部長             |
| 山内 一郎 | 常務取締役   | 管理本部長               |
| 堀 直樹  | 取締役     | (株)ヤマシナ 代表取締役社長     |
| 中嶋 勉  | 取締役     | (株)ホンダカーズ東海 取締役副社長  |
| 山田 尚武 | 取締役     | 弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表   |
| 村瀬 桃子 | 取締役     | ひのき綜合法律事務所 パートナー弁護士 |
| 新城 美樹 | 取締役     |                     |
| 安藤 仁一 | 常勤監査役   |                     |
| 加藤 方久 | 常勤監査役   |                     |
| 柴田 和範 | 監査役     | 北辰税理士法人 代表          |
| 鹿倉 祐一 | 監査役     | 鹿倉法律事務所 代表          |

- (注) 1. 上記重要な兼職のほか、当社役員による他の上場会社の役員の兼任状況は、次のとおりであります。
- ・取締役伊藤誠英 (株)トラスト 取締役、AMGホールディングス(株) 取締役、(株)ヤマシナ 社外取締役 (監査等委員)、(株)ハウスフリーダム 社外取締役 (監査等委員)
  - ・取締役山内一郎 AMGホールディングス(株) 取締役 (監査等委員)、(株)ヤマシナ 社外取締役 (監査等委員)
  - ・取締役山田尚武 丸八証券(株) 社外取締役
  - ・取締役村瀬桃子 (株)コメ兵ホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
2. 取締役山田尚武、村瀬桃子、新城美樹の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役加藤方久、柴田和範、鹿倉祐一の各氏は、社外監査役であります。
4. 監査役柴田和範氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役山田尚武、村瀬桃子、新城美樹、監査役加藤方久、柴田和範、鹿倉祐一の各氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

### ① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社並びに当社の子会社の取締役及び監査役。

### ② 当該保険契約の内容の概要

被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

### ③ 当該保険契約により役員等（当社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としているほか、填補する額について限度額を定めるとともに、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととすることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬と役員退職慰労金、非金銭報酬としてのストック・オプション（社外取締役を除く）で構成する。

##### イ 基本報酬及び役員退職慰労金の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、職務に対する評価、中長期的な経済情勢等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

役員退職慰労金は、長期的なインセンティブ付与を目的に毎年一定額を引き当て、退任時に一括して支給するものとする。

取締役の個人別の基本報酬の額については、取締役会の決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が決定する。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を参照し決定しなければならないこととする。

取締役の個人別の役員退職慰労金の額については、取締役会で決議された役員退職慰労金規程に基づき決定する。

##### ウ 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）



当社の非金銭報酬等は、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることを目的としてストック・オプションを採用するものとする。

取締役の個人別のストック・オプションの発行時期及び内容については、2008年6月27日開催の第26期定時株主総会において決議された年額90百万円を限度額として、取締役会で決定する。

エ 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、非金銭報酬等の割合は役位、職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して設定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |           |          | 対象となる役員<br>の員数 (名) |
|------------------|-----------------|------------------|-----------|----------|--------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 退職慰労金     | 非金銭報酬等   |                    |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 306<br>(11)     | 254<br>(10)      | 52<br>(1) | －<br>(－) | 9<br>(4)           |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 21<br>(13)      | 20<br>(12)       | 2<br>(1)  | －<br>(－) | 4<br>(3)           |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 327<br>(23)     | 274<br>(22)      | 53<br>(2) | －<br>(－) | 13<br>(7)          |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 退職慰労金は、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額330百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2008年6月27日開催の第26期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額90百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。

監査役の金銭報酬の額は、1997年1月20日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長高橋一穂に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が子会社等から役員として受けた報酬等の総額は、2百万円であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役山田尚武氏は、弁護士法人しょうぶ法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役村瀬桃子氏は、ひのき綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役柴田和範氏は、北辰税理士法人の代表であります。当社と同税理士法人との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役鹿倉祐一氏は、鹿倉法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名  | 出席状況及び発言状況並びに<br>期待される役割に関して行った職務の概要  |
|-----|------|---|
| 取締役 | 山田尚武 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、特に外部のステークホルダーの立場に立った発言や中長期的な企業価値の向上に資する助言をいただきました。 |
| 取締役 | 村瀬桃子 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、適宜必要な助言をいただきました。                                    |
| 取締役 | 新城美樹 | 2022年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。財務会計に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適宜必要な助言をいただきました。                     |
| 監査役 | 加藤方久 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会12回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                  |
| 監査役 | 柴田和範 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。         |
| 監査役 | 鹿倉祐一 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。           |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人東海会計社

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 42百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 56百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている会社があります。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

# 連結財政状態計算書

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産              |                | 負 債                    |                |
|------------------|----------------|------------------------|----------------|
| 科 目              | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>   |                | <b>流 動 負 債</b>         |                |
| 現金及び現金同等物        | 12,644         | 社債及び借入金                | 42,134         |
| 営業債権及びその他の債権     | 22,541         | 営業債務及びその他の債務           | 45,669         |
| その他の金融資産         | 125            | その他の金融負債               | 6,487          |
| 棚卸資産             | 56,206         | 未払法人所得税等               | 1,709          |
| その他の流動資産         | 6,013          | 契約負債                   | 10,947         |
| 流動資産合計           | 97,529         | その他の流動負債               | 2,675          |
| <b>非 流 動 資 産</b> |                | 流動負債合計                 | 109,620        |
| 有形固定資産           | 73,386         | <b>非 流 動 負 債</b>       |                |
| のれん              | 13,376         | 社債及び借入金                | 19,199         |
| 無形資産             | 1,185          | その他の金融負債               | 18,039         |
| 投資不動産            | 7,299          | 引当金                    | 569            |
| 持分法で会計処理されている投資  | 4,501          | 繰延税金負債                 | 7,574          |
| その他の金融資産         | 30,953         | その他の非流動負債              | 2,092          |
| 繰延税金資産           | 1,490          | 非流動負債合計                | 47,473         |
| その他の非流動資産        | 113            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>157,093</b> |
| 非流動資産合計          | 132,304        | <b>資 本</b>             |                |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>229,834</b> | 資 本 金                  | 4,297          |
|                  |                | 資 本 剰 余 金              | 3,150          |
|                  |                | 自 己 株 式                | △866           |
|                  |                | その他の資本の構成要素            | 1,789          |
|                  |                | 利 益 剰 余 金              | 56,130         |
|                  |                | 親会社の所有者に帰属する持分合計       | 64,500         |
|                  |                | 非 支 配 持 分              | 8,240          |
|                  |                | <b>資 本 合 計</b>         | <b>72,740</b>  |
|                  |                | <b>負 債 及 び 資 本 合 計</b> | <b>229,834</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

( 自 2022年4月1日 )  
( 至 2023年3月31日 )

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額     |
|---------------------|---------|
| 売 上 収 益             | 266,329 |
| 売 上 原 価             | 222,422 |
| 売 上 総 利 益           | 43,907  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 32,926  |
| そ の 他 の 収 益         | 2,562   |
| そ の 他 の 費 用         | 687     |
| 営 業 利 益             | 12,856  |
| 金 融 収 益             | 413     |
| 金 融 費 用             | 866     |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益 | 242     |
| 税 引 前 利 益           | 12,646  |
| 法 人 所 得 税 費 用       | 3,311   |
| 当 期 利 益             | 9,334   |
| 当 期 利 益 の 帰 属       |         |
| 親 会 社 の 所 有 者       | 7,180   |
| 非 支 配 持 分           | 2,154   |
| 当 期 利 益             | 9,334   |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                |               |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>10,062</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>23,120</b> |
| 現金及び預金                 | 952           | 短期借入金                  | 17,927        |
| 前渡金                    | 8             | 一年以内返済予定の長期借入金         | 4,830         |
| 前払費用                   | 29            | 未払金                    | 55            |
| 短期貸付金                  | 8,337         | 未払法人税等                 | 52            |
| 未収法人税等                 | 68            | 未払費用                   | 136           |
| 未収入金                   | 663           | 未払消費税等                 | 58            |
| その他                    | 3             | 契約負債                   | 19            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>58,004</b> | 預り金                    | 24            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,237</b>  | 賞与引当金                  | 13            |
| 建物                     | 659           | その他の                   | 2             |
| 土地                     | 554           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>18,355</b> |
| その他                    | 22            | 長期借入金                  | 11,129        |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>16</b>     | 繰延税金負債                 | 6,119         |
| ソフトウェア                 | 15            | 役員退職慰労引当金              | 938           |
| その他                    | 0             | 資産除去債務                 | 70            |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>56,750</b> | その他の                   | 98            |
| 投資有価証券                 | 24,053        | <b>負 債 合 計</b>         | <b>41,476</b> |
| 関係会社株式                 | 31,157        | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| 長期貸付金                  | 1,474         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>12,502</b> |
| 従業員長期貸付金               | 2             | 資 本 金                  | 4,297         |
| 長期前払費用                 | 254           | 資 本 剰 余 金              | 2,990         |
| 差入保証金                  | 112           | 資 本 準 備 金              | 1,925         |
| 破産更生債権等                | 415           | その他資本剰余金               | 1,065         |
| その他                    | 80            | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>6,080</b>  |
| 貸倒引当金                  | △799          | 利 益 準 備 金              | 254           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>68,067</b> | その他利益剰余金               | 5,825         |
|                        |               | 繰越利益剰余金                | 5,825         |
|                        |               | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△865</b>   |
|                        |               | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>14,079</b> |
|                        |               | その他有価証券評価差額金           | 14,079        |
|                        |               | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>10</b>     |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>26,591</b> |
|                        |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>   | <b>68,067</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 自 2022年4月1日 )  
( 至 2023年3月31日 )

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |
|--------------|-------|
| 売上高          | 3,803 |
| 売上原価         | 151   |
| 売上総利益        | 3,651 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,196 |
| 営業利益         | 2,455 |
| 営業外収益        |       |
| 受取利息配当金      | 315   |
| 受取保証料        | 21    |
| その他          | 3     |
| 営業外費用        |       |
| 支払利息         | 71    |
| その他          | 0     |
| 経常利益         | 2,722 |
| 特別利益         |       |
| 子会社株式売却益     | 405   |
| 新株予約権戻入益     | 132   |
| 特別損失         |       |
| 固定資産売却損      | 1     |
| その他          | 0     |
| 税引前当期純利益     | 3,258 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 472   |
| 法人税等調整額      | 34    |
| 当期純利益        | 2,751 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

V Tホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 大 国 光 大  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 阿 知 波 智 大  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、V Tホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

V Tホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 大 国 光 大  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 阿 知 波 智 大  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または、法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

V Tホールディングス株式会社 監査役会  
常勤監査役 安藤 仁 一 ㊟  
常勤監査役 加藤 方久 ㊟  
監査役 柴田 和範 ㊟  
監査役 鹿倉 祐一 ㊟

(注) 監査役加藤方久、柴田和範及び鹿倉祐一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 **再任**

**1**

たかはし かずほ  
**高橋 一穂**  
(1953年1月18日)

#### ●選任理由

当社の創業者として、長年にわたり当社の経営を指揮し、グループ規模の拡大、業績の向上など多くの成果を上げてまいりました。その経営全般にわたる豊富な知見と能力が、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

所有する当社株式の数 3,577,800株

#### ●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

|          |                               |          |                       |
|----------|-------------------------------|----------|-----------------------|
| 1983年 3月 | 当社設立 代表取締役社長（現任）              | 2015年 6月 | ㈱ホンダカーズ東海 代表取締役社長（現任） |
| 2003年 4月 | ㈱ホンダベルノ東海（現・㈱ホンダカーズ東海）代表取締役社長 | 2017年 5月 | ピーシーアイ㈱ 代表取締役社長（現任）   |
| 2006年 4月 | エルシーアイ㈱ 代表取締役社長（現任）           | 2017年 5月 | ㈱モトーレン静岡 代表取締役社長      |
|          |                               | 2019年 8月 | ㈱モトーレン三河 代表取締役社長      |



候補者番号 **再任**

**2**

いとう まさひで  
**伊藤 誠英**  
(1960年9月27日)

#### ●選任理由

当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、事業の成長と業績の向上に向けた成長戦略の実現に尽力しております。その優れた経営能力から、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としております。

所有する当社株式の数 1,422,550株

#### ●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

|           |                              |           |                               |
|-----------|------------------------------|-----------|-------------------------------|
| 1996年 10月 | 当社入社                         | 2011年 6月  | ㈱アーキッシュギャラリー 代表取締役社長（現任）      |
| 1997年 4月  | 当社総務部長                       | 2013年 8月  | エスシーアイ㈱ 代表取締役社長               |
| 1998年 6月  | 当社取締役総務部長                    | 2014年 6月  | 当社専務取締役経営戦略本部長 兼 コンプライアンス推進部長 |
| 1999年 6月  | 当社常務取締役関連会社担当兼総務部長           | 2014年 10月 | 当社専務取締役経営戦略本部長（現任）            |
| 2003年 4月  | 当社常務取締役経営戦略本部長               | 2015年 6月  | ピーシーアイ㈱ 代表取締役社長               |
| 2005年 7月  | E-エスコ㈱（現・㈱MIRAIZ）代表取締役社長（現任） | 2016年 6月  | J-netレンタリース㈱ 代表取締役会長（現任）      |
| 2007年 4月  | ㈱トラスト 代表取締役社長                | 2019年 8月  | 光洋自動車㈱ 代表取締役社長（現任）            |
| 2008年 6月  | 当社専務取締役経営戦略本部長               |           |                               |



候補者番号 再任

3

やまうち いちろう

山内 一郎

(1959年6月27日)

## ●選任理由

当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、グループ全体の経理・財務をはじめ管理部門の中核を担っております。その高い専門性と識見、幅広い経験は、事業の成長と業績の向上に向けた成長戦略を実現するうえで、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

| 所有する当社株式の数 448,400株

## ●略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1999年 1月 当社入社 経理部長

2003年 4月 当社管理部長

2003年 6月 当社取締役管理部長

2006年 6月 J-netレンタリース(株) 代表取締役社長

2007年 6月 当社取締役管理部長

2008年 6月 当社常務取締役管理本部長

2014年10月 当社常務取締役管理部長

2022年 7月 当社常務取締役管理本部長 (現任)



候補者番号 再任

4

ほり なおき

堀 直樹

(1964年3月30日)

## ●選任理由

当社において管理部門、新規事業部門を歴任し、またグループ会社の経営者としても豊富な経験と実績を有しております。現在は、持分法適用関連会社である上場会社の経営者として経営改革に尽力し、グループ業績の向上に貢献しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

| 所有する当社株式の数 199,000株

## ●略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1996年 7月 当社入社

2000年10月 当社住宅事業部長

2003年 4月 当社新規事業部長

2004年 8月 (株)ホンダベルノ東海 (現・(株)ホンダカーズ東海) 代表取締役社長

2006年 6月 当社取締役管理部長

2006年 8月 (株)ホンダカーズ東海 代表取締役副社長

2006年10月 当社取締役コンプライアンス推進部長

2007年 6月 (株)ヤマシナ 代表取締役社長 (現任)

2014年 6月 当社取締役 (現任)

| 重要な兼職の状況 (株)ヤマシナ 代表取締役社長

候補者番号 **再任****5**

なかしま

**中嶋**

(1965年12月8日)

つとむ

**勉****●選任理由**

当社及びグループ会社において、自動車販売関連事業の領域における豊富な経験と見識を有しており、子会社の経営者としても、高いマネジメント力を発揮していることから、当社の経営への更なる貢献を期待して引き続き取締役候補者としております。

**| 所有する当社株式の数 36,600株****●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1989年12月 (株)ホンダベルノ東海（現・(株)ホンダカーズ東海）入社  
 2014年 4月 当社入社  
 2014年 4月 (株)日産サティオ奈良 代表取締役社長

2015年 6月 (株)ホンダカーズ東海 取締役副社長（現任）  
 2021年 6月 当社取締役（現任）

**| 重要な兼職の状況 (株)ホンダカーズ東海 取締役副社長**候補者番号 **再任** **社外** **独立****6**

やまだ

**山田**

(1964年8月1日)

ひさたけ

**尚武****●社外取締役選任理由及び期待される役割の概要**

社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しており、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の強化に貢献いただいております。また、取締役会、投資委員会等において、ステークホルダーの利益に資する適切な提言や発言が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。

**| 所有する当社株式の数 一株****●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1992年 4月 名古屋弁護士会（現・愛知県弁護士会）弁護士登録  
 1992年 4月 小山齊法律事務所 入所  
 1996年 4月 しょうぶ法律事務所 開設 代表就任  
 2008年 4月 静岡大学法科大学院 教授  
 2009年 9月 公益社団法人日本サードセクター経営者協会 監事（現任）  
 2012年 4月 愛知県弁護士会 副会長

2013年10月 弁護士法人しょうぶ法律事務所 設立 代表就任（現任）  
 2015年 6月 当社社外取締役（現任）  
 2017年 9月 リーガルAI(株) 代表取締役（現任）  
 2020年 6月 丸八証券(株) 社外取締役（現任）

**| 重要な兼職の状況 弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表**





候補者番号

7

再任

社外

独立

むらせ ももこ  
**村瀬 桃子**  
(1966年4月12日)

## ●社外取締役選任理由及び期待される役割の概要

社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に貢献いただいております。また、取締役会等において、ステークホルダーの利益に資する適切な提言や発言が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。

| 所有する当社株式の数 一株

## ●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年 4月 名古屋弁護士会（現・愛知県弁護士会）弁護士登録  
1996年 4月 齋藤勉法律事務所（現・本町シティ法律事務所）入所  
2004年 4月 村瀬・矢崎総合法律事務所（現・ひのき総合法律事務所）に移籍（現任）  
2013年 4月 中部弁護士会連合会 理事  
2015年 4月 愛知県弁護士会 副会長

2019年 9月 笹徳印刷(株) 社外監査役（現任）  
2020年 6月 (株)コメ兵 社外取締役  
2021年 4月 日本弁護士連合会 理事  
2021年 6月 (株)コメ兵ホールディングス 社外取締役  
[監査等委員]（現任）  
2021年 6月 当社社外取締役（現任）

| 重要な兼職の状況 ひのき総合法律事務所 パートナー弁護士



候補者番号

8

再任

社外

独立

しんじょう みき  
**新城 美樹**  
(1962年11月21日)

## ●社外取締役選任理由及び期待される役割の概要

主に外資系の事業会社の管理部門における長年のキャリアにおいて、CFOとしての財務・会計に関する豊富な経験に加え、国際感覚をともなった幅広い知識を有しており、当該知見を活かして特に財務会計の側面から、取締役の職務の執行に対する適切な監督、助言をいただけるものと判断して、引き続き社外取締役候補者としております。

| 所有する当社株式の数 5,000株

## ●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 9月 デロイト・アンド・トウシュ会計事務所 ロサンゼルスオフィス 監査部 監査マネジャー  
1997年 6月 日本コカ・コーラ(株) 管理本部マーケティングファイナンス部ディレクター  
2003年 5月 ディー・エイチ・エル・ジャパン(株) 取締役 管理本部 本部長

2010年 9月 ディー・エイチ・エル・ジャパン(株) 非常勤監査役  
2010年 9月 サノフィ(株) 常務執行役員 財務・管理本部 本部長  
2016年 1月 ワーナーブラザーズ ジャパン(合) バイスプレジデント 上席執行役員 最高財務責任者  
2022年 6月 当社社外取締役（現任）

- (注) 1. 当社（1983年3月22日設立、実質上の存続会社）は、株式額面を変更するため、1997年4月に㈱ホンダオートセールス（1978年4月11日設立、形式上（登記上）の存続会社）と合併いたしました。上記は、実質上の存続会社を当社として記載しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 山田尚武氏、村瀬桃子氏及び新城美樹氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者山田尚武氏、村瀬桃子氏及び新城美樹氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって山田尚武氏が8年、村瀬桃子氏が2年、新城美樹氏が1年であります。
5. 当社は、山田尚武氏、村瀬桃子氏及び新城美樹氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、1百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、各候補者の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 当社は、山田尚武氏、村瀬桃子氏及び新城美樹氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、㈱東京証券取引所及び㈱名古屋証券取引所に届け出ております。なお、山田尚武氏、村瀬桃子氏及び新城美樹氏の再任が承認された場合には、引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。
8. 「所有する当社株式の数」については、2023年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

〈ご参考〉議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキルマトリクスは以下のとおりです。

| 氏名            | 高橋一穂 | 伊藤誠英 | 山内一郎 | 堀直樹 | 中嶋勉 | 山田尚武 | 村瀬桃子 | 新城美樹 |
|---------------|------|------|------|-----|-----|------|------|------|
| 年齢            | 70   | 62   | 64   | 59  | 57  | 58   | 57   | 60   |
| 性別            | 男    | 男    | 男    | 男   | 男   | 男    | 女    | 女    |
| 就任年数          | 40   | 25   | 20   | 17  | 2   | 8    | 2    | 1    |
| 独立役員          |      |      |      |     |     | ●    | ●    | ●    |
| 経営管理          | ●    | ●    | ●    | ●   | ●   |      |      | ●    |
| グローバル         | ●    | ●    |      |     |     |      |      | ●    |
| 財務・会計         |      |      | ●    |     |     |      |      | ●    |
| 関連業界・事業       | ●    | ●    | ●    | ●   | ●   |      |      |      |
| 事業投資          | ●    | ●    | ●    | ●   | ●   | ●    |      | ●    |
| 法務・リスクマネジメント  |      | ●    |      |     |     | ●    | ●    |      |
| コーポレートガバナンス   | ●    | ●    | ●    | ●   |     | ●    | ●    | ●    |
| CSR(SDGs・ESG) | ●    |      | ●    |     |     | ●    | ●    | ●    |

(注) 上記の年齢及び就任年数は、第41期定時株主総会開催日現在の年齢及び就任年数となります。

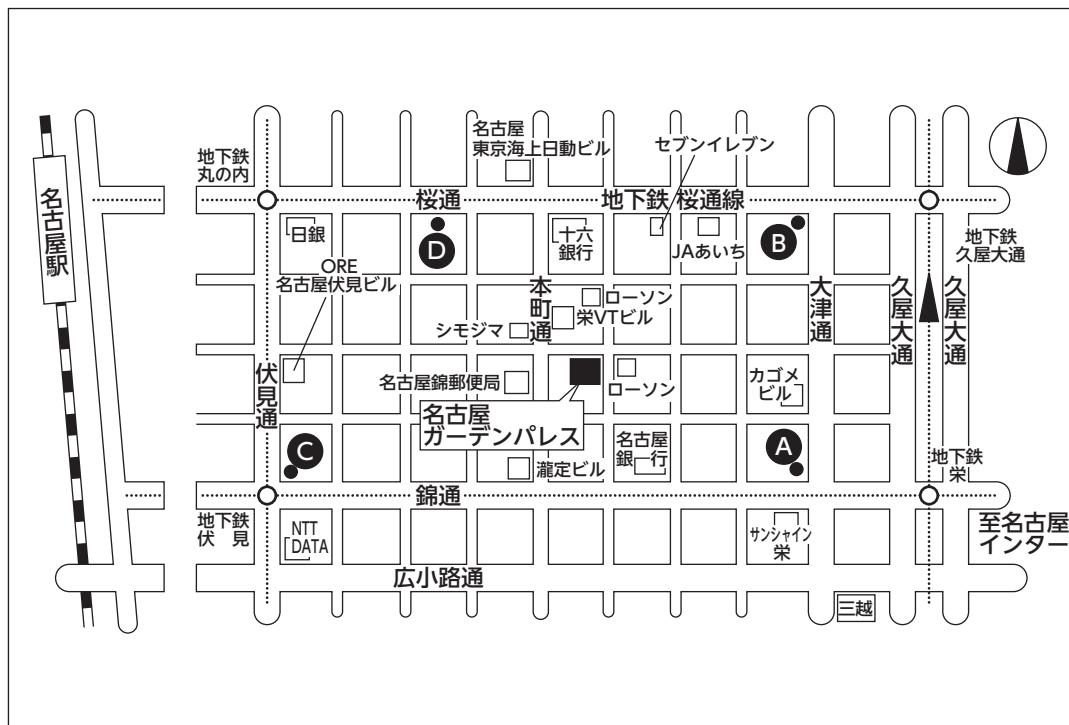
### 〈ご参考〉 社外役員の独立性判断基準

当取締役会は、社外役員が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社及び子会社の業務執行者又は出身者でないこと。また本人の近親者等が、過去5年間に於いて当社及び子会社の業務執行者でないこと。  
ただし、「近親者等」とは、本人の配偶者又は2親等以内の親族若しくは同居の親族（同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「配偶者（内縁含む）」、及び「3親等内の姻族」）をいう。
2. 本人が、現在又は過去5年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
  - (1) 事業年度末において、当社の議決権を10%以上保持する大株主の業務執行者。
  - (2) 当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結売上収益の2%を超え、かつ年間1千万円を超えるものの業務執行者、又はその年間取引金額が相手方の連結売上収益の2%を超え、かつ年間1千万円を超えるものの業務執行者。
  - (3) 当社及び子会社の主要な借入先（当社及びグループ会社が借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者。
  - (4) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者。
  - (5) 当社から役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭等を得ている者。当該専門家が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の年間総収入額の2%を超え、かつ1千万円を超える金銭等を得ている者。
  - (6) 当社の役員相互就任先の業務執行者。
  - (7) 当社から年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている団体の業務執行者。
3. 本人の近親者等が、現在、2（1）乃至（7）に該当しないこと。

以上

# 株主総会会場ご案内図



会 場：名古屋市中区錦三丁目11番13号  
 ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 栄の間

交 通：①地下鉄（名城線・東山線）「栄」駅 1番出口から徒歩5分  
 ②地下鉄（名城線・桜通線）「久屋大通」駅 4番出口から徒歩7分  
 ③地下鉄（鶴舞線・東山線）「伏見」駅 1番出口から徒歩8分  
 ④地下鉄（鶴舞線・桜通線）「丸の内」駅 5番出口から徒歩5分

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

